

鹿ノ台自治会共通会則

(序文) 本会則は、以下の鹿ノ台の各11自治会の共通会則として定める。

鹿ノ台東1丁目自治会 鹿ノ台東2丁目自治会
鹿ノ台東3丁目自治会 鹿ノ台西1丁目自治会
鹿ノ台西2丁目自治会 鹿ノ台西3丁目自治会
鹿ノ台南1丁目自治会 鹿ノ台南2丁目自治会
鹿ノ台北1丁目自治会 鹿ノ台北2丁目自治会
鹿ノ台北3丁目自治会

本会則の管理は自治連合会が行う。

(名称)

第1条 鹿ノ台自治会とは序文の各11自治会のことであり、以降の各条項で本会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦と生活環境の改善を図り、鹿ノ台自治連合会組織及び関係行政機関等との連絡を密にし、住みよい街づくりに貢献することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は鹿ノ台内に居住する全住民を対象として組織し、一戸の代表者を会員とする。一ブロックは原則として各番地単位とする。

(役員等)

第4条 1、本会は次の役員を置く。
会長 1名
副会長 若干名
書記 1名
会計 1名
評議員 原則として各ブロック1名
但し、本会の会長が連合会長に選出された場合、もう一人会長を選出し、会長2名を置く。この場合、新たに選出された自治会長が当該自治会の会務を統轄する。
2、上記役員以外に会計監査を置く。
会計監査 1名

(役員等選出)

第5条 役員等の選出は原則、各自治会の規定による。但し、以下の事項は、各11自治会共通とする。

1、会長の選出

会長については、本会の会員資格を得て、1年以上経過したものとする。選出方法は以下の3通りとし、評議員会において決する。

候補者が重複する場合は投票、又は抽選で決する。

- ①現評議員会は、次年度会長候補者を本人の了解を取得の上、推薦することができる。
- ②会員から会長候補者を公募する。立候補にあたり、立候補者は当該自治会の会員3名以上の推薦を受けるものとする。
- ③新評議員の中から、会長を選出することができる。

2、評議員の選出

①評議員は原則、各ブロック単位で1名を選出するが、居住戸数が著しく少ない、もしくは多いブロックは評議員会で協議の上、調整できるものとする。

②選出にあたり、老齢、障がい、疾病、介護等で活動遂行に著しく支障がある場合は、本人の事前申請により、ブロック内で調整し、免除又は軽易な役割の配置等を評議員会に要望できるものとする。

3、会計監査は、原則、前年度の会計が担当する。

(役員役割)

第6条 本会の役員等の役割は以下の通りとする。

1、本会の役員役割は以下の通りとする。

- ①会長は本会を代表し、評議員会を招集し、その議長を務めると共に会務を統轄する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長に支障のある時はその任務を代行する。
- ③書記は会議の議事録を作成する。

④会計は本会の会計事務を担当し、年1回の会計報告を行う。

⑤評議員はブロック内の意見集約を行い、本会に出席する、尚、委託を受けた書類の配布、伝達、回覧等の他、会費を徴収して会計に取り次ぐ。

評議員はブロック内で当番を設けその業務(ゴミ置場の掃除)等を分担させることができる。

2、役員は、原則として上記役割の他に連合会会則第4条に列記する事業達成に向けて役割を分担する。

3、会計監査は会計報告の監査に当たる。

(役員等の任期)

第7条 役員等の任期は1ヶ年とし再選を妨げない。

但し、会長については連続3期を限度とする。

(会議及び議決)

第8条 会議及び議決に関する事項は各自治会の規定で定める。

但し、以下の事項は各11自治会共通とする。

1、会議は民主的雰囲気の中で運営され、全役員が活発な意見交換を行うものとする。議論の内容については透明性を確保し、常に全会員に開かれたものとする。

2、各自治会の全役員が参加する評議員会において役員総数の3分の2以上の出席(委任状を含む)で成立し、議事は出席役員の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長が決する。

(会費)

第9条 本会の運営費は会費及び生駒市等からの助成金、補助金、雑収入等をもって当てる。

1、会費は一戸あたり月額500円とし、内250円を連合会会計に拠出する。

2、本会は会費の中から月額50円を集会所の建替え資金として必要相当額に達するまで集会所会計に連続して積み立てる。

(役員活動費)

第10条 本会の役員には以下の活動費を支給する。

会長には、年額12万円、副会長には、年額1万2千円、評議員には、年額6千円とする。連合会長は、会長と同額を連合会より支給する。

尚、役員を兼任する場合は、いずれか上位職の活動費を支給し、重複して支給は行わない。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。年度末には会計報告及び監査報告を全自治会会員に公表する。

(会則の変更)

第12条 本会則に定める共通会則の変更は、連合会会則第16条による。

本共通会則以外の事項は、各自治会が独自に規定することとし、それらの条文の変更は各自治会の規定によるものとする。

(その他)

第13条 本会則に該当しない事項が生じた場合は、趣旨を同じくする連合会会則の定めを適用することができる。

上記定めのない事項については、第8条第2項の評議員会で判断するものとする。

附則 この会則は平成2年(1990年)1月1日から実施する。

改正 平成4年5月17日

平成10年3月31日

平成11年3月31日

平成24年1月8日

平成26年2月11日

平成29年2月19日

平成29年4月1日